

資料

資料

.用語の説明

該当頁	用語	説明
1	都市景観形成マニュアル	愛知県が昭和 63 年に策定したマニュアル。 県内の市町村が都市景観基本計画の策定と景観行政を進めていく際、配慮すべき事項をとりまとめたもの。
1	愛知県都市景観マスタープラン	愛知県が平成 3 年に策定した計画書。 県全域や広域的な地域を対象とした景観形成の基本的な考え方を示したもの。
1	美しい国づくり政策大綱	国土交通省が平成 15 年に策定した政策大綱。 美しい国づくりのための基本的な考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策についてまとめたもの。 (出典：国土交通省 HP・景観ポータルサイト)
1	景観緑三法	景観緑三法は、平成 17 年 6 月 1 日に全面施行された 3 つの法律（「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」）のこと。 このうち、景観法とは、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るための基本理念及び国等の責務や規制を定めるとともに、景観整備機構による支援等、所定の措置を講ずる我が国初めての景観に関する総合的な法律である。 (出典：国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室 HP)
1	協働	様々な主体が、主体的・自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。 (出典：あいち協働ルールブック 2004(愛知県))
4	景観資源	山、河川、海を始めとする自然の地物から人が創り出した構造物まで、全ての景観を構成している要素のこと。
4	近代化遺産	明治以降、昭和 20 年頃までの期間に近代的(西洋の)技法・様式・意匠を用いて造られた産業・交通・土木に関する建造物(建築以外の土木構造物や工作物を含む)のこと。 (出典：愛知県の近代化遺産(H17・愛知県教育委員会))
4	里山	一般的には、居住地近くに広がり、薪炭材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林のこと。 なお、この基本計画においては、標高 300m 以下で、区域のまとまりが概ね 100ha 以上ある二次林、雑木林を対象としている。 (出典：農林水産省 HP 専門用語解説)

該当頁	用語	説明
7	奥山	人里離れた山。奥深い山のこと。 里山が一般的に居住地の近くに広がり、地域住民の生活と密接に関係していた森林であるのに対し、奥山とは人里離れた奥深い森林のこと。 (出典：大辞林)
7	水と緑のネットワーク	河川や湖沼に代表される水辺と、公園や緑地、森林に代表される緑の空間が、緑道や河畔林等により相互につなが合わされた様子。
11	二次林	人と自然の長期にわたる関わりの中で形成されてきた林、原生自然に人為等が加わって生じた林のこと。 (出典：農林水産省 HP 専門用語解説)
11	島しょ	「島嶼」(とうしょ)と書く。大きな島や小さな島、島々のこと。「嶼」は小さな島の意味。 (出典：大辞林)
15	グリーンベルト	緑地が帯状に連なっている様。都市計画によって設けられた緑地帯のこと。
44	高規格道路	高規格幹線道路と地域高規格道路を指している。 高規格幹線道路とは、自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。 (例えば、東名高速道路や東海環状自動車道等) 地域高規格道路とは、高規格幹線道路と一体となって、規格の高い幹線道路ネットワークを形成する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を持ち、概ね60km/h以上の走行サービスを提供する道路のこと。(例えば、名古屋高速道路や名豊道路等) (出典：国土交通省 HP 道路局)
71	景観行政団体	景観法に基づく景観計画の策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体のこと。 景観法に基づいて政令指定都市と中核市は自動的に、また、その他の市町村は、県と協議し、その同意を得ればなることができる団体のこと。
73	景観アドバイザー	景観に関して専門的な知識を有した学識経験者や専門家等のことで、景観形成に関して配慮すべき事柄等を専門的な見地から助言や指導を行う人のこと。
73	景観関連事業	県が行う景観形成に関連する実施事業(施策)のこと。
75	愛知県景観行政連絡会	愛知県の関係課室と、県内市町村の景観行政担当課により構成され、景観行政に関して、総合的かつ効果的な連携・調整を図るために組織された会のこと。

美しい愛知づくり条例

美しい愛知づくり条例（平成18年条例第6号）

私たちの愛知には、三河の山地、尾張の丘陵地、濃尾平野などが織り成す変化に富んだ県土と各地に広がる水と緑の自然を素地として、地域の歴史と文化、人々の生活と産業を映した多様な景観がはぐくまれてきた。

良好な景観は、潤いと安らぎのある人々の生活環境の創造に欠くことのできないものであり、また、地域の個性豊かな景観は、訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、人々の交流の促進にも大きな役割を担うものである。

今、私たちは、このような良好な景観の有する価値を改めて認識し、私たちの共通の資産として守り、育てていかなければならない。

良好な景観の形成のためには、地域の特性的確な把握と地域の住民、事業者等の多様な主体の参加による持続的な取組が不可欠である。

このような認識の下に、県及び市町村並びに県民、事業者等が協働して、地域の個性豊かで良好な景観を保全し、及び整備するとともに、新たに良好な景観を創出する美しい愛知づくりを推進し、愛着と誇りが持てる豊かな県土の形成に資するため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、美しい愛知づくりについて、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい愛知づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、美しい愛知づくりを推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 美しい愛知づくりは、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和を図りながら、現在及び将来の県民が良好な景観の恵沢を享受できるようにすること並びに地域の個性及び特色の伸長に資することを旨として取り組まなければならない。

2 美しい愛知づくりは、県及び市町村並びに県民、事業者及びこれらの者の組織する団体（以下「県民等」という。）が協働して取り組むものとする。

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、美しい愛知づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、美しい愛知づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が美しい愛知づくりに関する施策を実施する場合には、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、美しい愛知づくりに関する理解を深め、基本理念にのっとり、美しい愛知づくりに積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する美しい愛知づく

りに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、美しい愛知づくりに自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する美しい愛知づくりに関する施策に協力しなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、美しい愛知づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 美しい愛知づくりに関する目標及び施策についての基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(美しい愛知づくり景観資源の指定)

第七条 知事は、地域の良好な景観の形成に重要な建造物、樹木等であって、美しい愛知づくりの推進に資すると認められるものを美しい愛知づくり景観資源(以下「景観資源」という。)として指定することができる。

2 知事は、景観資源の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該建造物、樹木等の所有者及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 知事は、景観資源の指定をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、県民等が行う美しい愛知づくりに関する取組の促進に資するため、県民等に対し、必要な情報の提供、良好な景観の形成に関する専門的知識を有する者の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

(美しい愛知づくりに関する啓発等)

第九条 県は、美しい愛知づくりに関する県民等の理解を深めるため、美しい愛知づくりに関する啓発及び知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設の建設等に当たっての配慮)

第十条 県は、地域の良好な景観に影響を及ぼすと認められる公共施設の建設その他の事業を実施するに当たっては、地域の良好な景観の形成について配慮しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

美しい愛知づくり検討委員会

1. 美しい愛知づくり検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 「美しい愛知づくり条例」(平成18年条例第6号)に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定、及び美しい愛知づくり景観資源の指定方針に関する必要な事項を検討するため、「美しい愛知づくり基本計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表1に掲げる委員により構成する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から知事が依頼する。

2 委員長は会務を総理し、委員長が不在のときは副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要がある場合、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 委員長は、美しい愛知づくりの推進に関し専門的な検討を行うため、別途会議を開催することができる。その構成については委員長が定める。

4 会議録及び会議資料は、5年間保存する。

(会議の公開等)

第5条 委員会は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する開示情報に該当する情報を含む案件を検討する場合

(2) その他委員会が非公開とする旨を議決した場合

2 会議の傍聴方法については別途定める。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、平成18年度末までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、愛知県建設部公園緑地課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成18年8月7日から施行し、平成19年3月31日をもって廃止する。

別表1 「美しい愛知づくり検討委員会」委員名簿

(委員は五十音順)

	氏 名	所 属 機 関 等
委員長	せぐち てつお 瀬口 哲夫	名古屋市立大学芸術工学部 教授
副委員長	こしざわ あきら 越澤 明	北海道大学大学院工学研究科 教授
委員	ささき よう 佐々木 葉	早稲田大学理工学部社会環境工学科 教授
委員	さとう くみ 佐藤 久美	英文情報誌「アベニューズ」 編集長・発行人
委員	すいづ いさお 水津 功	愛知県立芸術大学美術学部デザイン工芸科 助教授
委員	たなか なみ 田中 奈美	神戸芸術工科大学デザイン学部環境・建築デザイン学科 助教授
委員	てらもと きよし 寺本 潔	愛知教育大学教育学部 教授
委員	ながしま たく 永島 卓	碧南市 市長
委員	まるやま ひろし 丸山 宏	名城大学農学部生物環境科学科 教授
委員	やまうち たくお 山内 拓男	中部経済同友会 地域開発委員長

2.美しい愛知づくり検討委員会開催実績等

第1回検討委員会

時 期：平成18年9月14日(木)

検討内容：検討委員会の進め方

美しい愛知づくり基本方針等の紹介

美しい愛知づくり基本計画の構成

主要な景観資源(案)

第2回検討委員会

時 期：平成18年11月16日(木)

検討内容：美しい愛知づくり基本計画(素案)

美しい愛知づくり景観資源指定の考え方(素案)

第3回検討委員会

時 期：平成18年12月25日(月)

検討内容：美しい愛知づくり基本計画(案)

美しい愛知づくり景観資源指定の方針(案)

県民意見提出制度(パブリック・コメント)

時 期：平成19年1月5日(金)から2月4日(日)

提出意見：47通

第4回検討委員会

時 期：平成19年2月20日(火)

検討内容：美しい愛知づくり基本計画(最終案)

美しい愛知づくり景観資源指定の方針(案)

美しい愛知づくり基本計画

平成19年3月発行

愛知県建設部公園緑地課

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

<電話> 052-954-6526

<URL> <http://www.pref.aichi.jp/koen/>

<E-mail> koen@pref.aichi.lg.jp